

平成 27 年 11 月 6 日（金曜日）大阪市労働組合総連合（市労組連）との交渉の議事録

（組合）

事務折衝を行うが、位置付けとしては非常に大きな意味のある事務折衝だと思う。もともと団体交渉でこちらから申し入れをした際の話では、給与改定、一時金については 11 月の早い段階に決着をしたいという市側の考え方を言われており、私たちの方は慌てる必要はないのではないかという意見を率直に申し上げてきた経過があったわけだが、そういう経過のうえで市側としての対応が今回ある意味変更ということになるのかと思う。この辺の内容と経過を説明されたい。

（市）

経過に関してであるが、給与改定に関しては 10 月 14 日に申し入れをお受けして以降、事務折衝において、各給与項目への原資配分方法や行政職給料表の作成方法についてご説明してきたところである。我々としては、人事委員会勧告制度の趣旨を踏まえ、適切に対応していくことが必要であると考えた立場であることから、今年度の公民較差に関する部分については 11 月中に条例改正を行うことができるよう、本日を目途に交渉を進めさせていただいてきたところである。一方、この間、皆様方からは、本市のマイナス較差が非常に大きいことや給料カットに対するご指摘を強く受けてきたところでもある。

本日、交渉の目途と考えていた時期に至ったところであり、我々としては一定の目途と考えてきたところではあるが、この間の皆様方からのご指摘も踏まえ、我々として何ができるか再度検討を行ってきたところである。

その内容であるが、給料カットをご協力いただいているといった状況の中で、ご指摘を強くいただいているような大きなマイナス改定を行うことについては、早々に行うのではなく、職員が受ける影響を改めて考慮する必要があるのではないかといったことである。また、これについては現市長の就任期間以降の取扱いとも関係することから、新たに市長となられる方のお考えを確認する必要がある。したがって、本日時点では、今後も引き続き事務折衝等を行わせていただくこととし、最終的な回答については市長選挙後に行うこととさせていただきたいと考える。

また、年末手当の取扱いについてであるが、こちらについても、市長選挙後に、給与改定の一環として回答させていただきたいと考えており、12 月の支給時点では現行条例どおりの支給となることについてご了解いただきたいと考えている。それに関して、勤勉手当の引上げについては、国と同様の引上げ改正となることから、国からの助言を踏まえ、給与法の改正措置も注視したうえで回答させていただきたいと考えている。

(組合)

国の方が国会が開かれる目途が、今、立っていないので、給与改定が通る目途がない。これも一つの判断ポイントか。

(市)

通る目途というか。臨時国会を毎年開いて12月までに改定するというのが慣例というかいつもの流れのようであったが、今年は首相の日程が厳しいとかいうこともあって、それは開かれず、通常国会で給与法を取扱うのではないかというようなことが言われている。したがって、全くやらないということではなく、時期がちょっといつもより遅れているというような状況である。

(組合)

後ろの年末手当の方のことは、給与改定と同時期ということは、回答そのものは市長選挙の後にという給与改定のとくと同時期ということか。

(市)

そうである。人事委員会勧告に係るものをパッケージで新しい方にご判断いただく。

(組合)

市長選挙後の最終的回答の時期というのは、もう少し具体的に言ってもらえれば。新しい市長の考え方を聞くというのが前提条件にあったので、その後ということだな。

(市)

そうである。それをいつお示しできるのかということは、我々の方では決められないというか、そのかたと話をしないと分からない部分もあるので、いつ回答できるかということとは、はっきりとは申し上げられないが。

(組合)

場合によっては越年になる。

(市)

予算編成や条例改正ということもあるので、何とも言えない。

(組合)

現市長は12月18日までであろう。それから新しい市長になるのだろう。年内にそんなに詰めた話をするのか。

(市)

次の市長がどれだけ意欲をもって指示されるかにもよるのだが。

(組合)

日程的には厳しい。

(市)

組合の皆様とお話をする期間という意味でいうと非常に厳しい可能性もある。いずれにしても、来年実施しなければならないと言われている総合的見直しというものもあるが、それも通常の予算市会で条例改正をするとすると、昨年と同様に1月中旬ぐらいを目途に交渉をさせていただくことになるので、いずれにしてもそのような日程感になると考えている。

(組合)

給与改定は今のイメージでいえば2月議会で諮るか、3月議会で諮るか。

(市)

そこも何とも申し上げられない状態である。市会で議論、議決をいただける場さえ設定できれば、もっと手前でも物理的には可能ということもあるので。

(組合)

遅い方がいいが。

(市)

そういうご意見は、ご意見として。

(組合)

この判断は、現市長は是としたわけか。

(市)

そうである。現市長に確認した。次期市長の判断と。

(組合)

次期市長の判断だと。それと、給与改定の前回の事務折衝のときに聞いた内容で、市労連との意見交換で合意していない部分があるということだが。

(市)

お示した内容のうち、細かい話だが、最後の調整の部分でちょっと見解の相違があると申し上げていたと思うが、そこについてはまだ協議中である。

(組合)

その点でわれわれの認識を今日申し上げたい。確かに、課長代理級がこの間賃金が非常に下げられている。給料表そのものがこの間非常に圧縮されているという事情はわれわれも同じ認識であるし、管理職手当、管理職のラインから外れて組合員枠になるという状況があるので、課長代理級の条件についてもわれわれは配慮しないといけないという立場は当然であるが、将来の職員の賃金処遇との関係でみれば、もう直近のことだけにとらわれるのではなくて、やはり若い層を重視するという考え方から、われわれとしては素直に改定すべきだという考え方を持っているので、その点は市労組連としての意見として申し上げておきたい。

(市)

わかった。

補足をすると、その関係で市労連と調整をしていると申し上げたが、市労連が言っているのは課長代理級を改善すべきということであったが、それをしようとすると、管理職と管理職ではない層とでは原資を一定分けているので、管理職ではない層の中で課長代理級を配慮しようとすると、どうしても係長級以下に負担、しわ寄せがいく。

これは当然であるが、それをすることによって、他の給料表、特に技能労務職給料表であるが、技能労務職給料表はもともと係長級以下の行政職の改定と連動する部分もあるので、そういうところをどう総合的に考えるのかということ投げかけている部分もある。そういう面で、すぐに課長代理級に配慮をする案になるという感じでもなさそうである。

(組合)

単組間でそこは見解の違いも出てくる可能性はあるだろう。現業職員の組合の方は全く利益のない話であるので。

それでは、対外的にはどんな発表を。マスコミに問われるとしたら、現在協議中であると。

(市)

そうである。それだけしかない。

(組合)

全く何も決まっていないから。

(市)

協議中でもあるし、次期市長の考え方も確認したうえでということ。聞かれれば、そう答えることになるのかと思う。

(組合)

給与カットがかなり大きな影響を与えているという表現をしていたが、さっき。

(市)

組合からのご指摘としては、大きなご指摘だというように。

(組合)

そこは認識していると。

(市)

ただ、だからといってどうできるとも、まだ我々としても何とも言えないので、そういうことも含めて次のかたに考え方を改めて確認したいというふうに考えるに至ったという状態である。

(組合)

我々は中止をしてほしいという意見であるが、勧告もそういう中身で勧告が出ていると思うので。その辺のことは議論としてはあるのか。

(市)

何度も申し上げて申し訳ないが、そこは市長の方針というものが大きく影響してくる部分もあるので、どなたになるか分からないが、次のかたと話をしたうえで方針を固めていくことになるのかなと考えている。

(組合)

この間、色々、選挙に関わって報道されているが、その中で大阪市の職員の給料は政令市の中で最下位だったか。

(市)

去年のラスパイレス指数でいうと非常に低かった。

(組合)

たしか政令市では最下位。新聞に書かれていた。それに加えて今年度の大阪市人勧はマイナス 2.43%。府はプラスである。

(市)

府は今年の 4 月に、給与制度の総合的見直しということで、去年の公民較差を民間に合わせたうえで、2%給料を下げたから、その分は民間がもし動いていなければ、また戻るようなプラス勧告が出るのは当然なのだが。

(組合)

プラスである。堺もプラスか。

(市)

そうである。

(組合)

その中でやはり大阪市職員の思いとしては、カットは、府は止めたが大阪市はまだ続いている。政令市の中で一番下だと。そしてカットは続いていると。それでなぜ大阪市だけがマイナスだと。いう中でそりゃカットは殺生だと思う。

(市)

人勧とカットはちょっと切り離して考えないといけない。勧告は民間と合わせてということで、今年の傾向がどうかということは確かにあるが、基本的には民間に合わすという趣旨でやっていかないといけない部分がある。

カットの方については、それぞれの団体に財政状況等を考慮してされている部分があるから、そういう意味でも本市はまた 3 年間お願いしている部分について、どうなっていくかということは、ちょっとまだ何とも申し上げられない。

(組合)

実際に貰っている給料でみれば民間よりも低い。

(市)

そこは、これまで、本来の水準から、財政状況を考慮して、内部努力として取り組むということでご協力いただいているところなので。

(組合)

そういっても市人勸だって、いつまでも続けてうんぬんという話ではないと。

(市)

延々とやるものではないだろうが。

(組合)

早急に見直すという必要性もやはり。

(市)

そういうご意見は十分に承っている。

(組合)

幼稚園の教員の給料表を新たに導入されたことに対する考え方というか、それについて
も新しい市長の考え方を踏まえて新たな提案があるとか。そういうことも含めてのことになるのか。

(市)

申し訳ないが、幼稚園教員についても保育士についても、一応あれは人事委員会の勧告
の対象範囲になっており、今回新しい給料表を作らせていただいたのも一応人事委員会の
報告に基づいてさせていただいている。それで言うと、その後どう改定していくかという
ことについても基本的に人事委員会が考えて言及していく部分があり、少なくとも今年度
については改定する状況にはないということを言われている。

(組合)

人事委員会の報告の中でということか。私たちは大変不当な改定だと思っているので、
新しい市長にもそこを期待している。

(市)

だから、何度も申し上げるが、市長がこうすると言って変えることに対して、また人事
委員会がどうそれを。

(組合)

市長がそういう方向性を出しているではないか。市長が出した方向性に対して人事委員
会が、我々は、そういう方向性を出してあの勧告を出したと思っている。

(市)

経過としては確かに。

(組合)

給与原則の中で、やはり国並みと他市との均衡といっている中で、保育士と幼稚園教員の給与については、これはもう他市との均衡で言えばいぶん均衡が崩れているわけだし、なぜ変わったことを人事委員会がああいうことを出したのかと言えば、市長の意向が働いたというふうに私は考えている。

(市)

それはそのとおりである。

(組合)

ぜひそれについては、人事委員会にも申し上げたが、幼児教育というのは小中学校と比べてうんぬんと言った表現があったが、国際的には幼児教育の充実というのは極めて今言われている。

(市)

その辺の話は昨年、十分にお聞かせいただいたので、承っている。

(組合)

ヨーロッパでも最初は子どものお守りをするだけ相手をするだけだったが、いや違うと。幼児教育の充実が言われてきている。むしろここに積極的にお金を、税を投入した方が将来においても、国家財政や将来全体のプラスマイナスで考えればプラスになるのだというように変わってきている。大きく世界の流れに逆行している。

(市)

そういう方向で民間の方も賃金改善が進んでいっているとは思っているので、基本的にはそれに水準を均衡させる。

(組合)

民間というのは、保育所とかいうのは民間は厳しいではないか。保育所と福祉関係は。人が集まらない。賃金は厳しい、仕事はきつい。なぜ集まらないかと言えば、仕事はきつい賃金が安いからであろう。そういう状況はやはり保育所でもあるし幼稚園でもある。

(市)

仕事の重要性は十分分かっているが、民間のそういう水準との均衡というのもどうみる

かということも一方ではあるので、そういうのを今後、人事委員会の方でどうみていくかというのはあると思う。

(組合)

他都市の均衡という部分は大きく崩れた。大阪市にあるのは、誰が一番低いかということをおぼろげに得ない。結局優秀な人材が集められないのであれば幼児教育なり市民にとっては、やはりマイナスになっていくと言わざるを得ない。

単に賃金を切り下げれば、カットすればいいという考えではもうだめだと思う。コストカットだけでいいのかと。コストカットだけをして、結局人が集まらない。そして中からは崩壊してくるということになってはならないと思う。

かつて、大阪市の幼稚園はすごいと思う。すごい幼稚園がいくつもある。市民が町民が寄付をしたような幼稚園も小学校もある。そういう中で、大阪市はしっかりと幼児教育なり小学校の教育にやはり今まで大阪市として対処してきたのではないか。だから誇るべき大阪市の幼児教育というのが、私はあるのだというように思う。そこをしっかりと胸を張って誇っていただけたらいいと思う。

そうすると、ほとんどが市長選の後ということか。市長選の後というより、市長が交代されてからという理解をしたらいいか。

(市)

そこもまだ不透明である。

(組合)

普通はそうだが、前回のときはちょっと異常だったな。

(市)

就任を待ってから色々と物事を始めると、なかなか事務的にもタイトになる部分があるので、どうされていくのかはちょっとまだわからないが。決まったら、方針などはもしかすれば聞き取りに行き行ってやるのかもしれないし。前は多分そういうこともあったかもしれないが。

(組合)

それも難しいところである。現市長もいるし新しく選挙で選ばれた市長もいるわけだから非常に難しいところである。

(市)

そうである。

(組合)

言われるように、その期間を延ばすのかということについても議論がある。実際に難しい話で。そうすると、選挙を終わってからやるのか、それとも市長が実際に交代してからやるのかでは、日程は本当に変わってくる。

(市)

そうである。就任後でいうと12月の下旬から1月の中旬、年末年始を挟んでとなるので、本当にタイトになる。

(組合)

給料表の改定は次回に提案してくるかと思うが、その中身は最高号給の重なりのおんぬんも入ってくるのか、それはまた別か。最高号給の足伸ばし。

(市)

人事委員会勧告の中では、今年度の較差の改定と、国の制度改正との均衡で給与制度の総合的見直しと二つあり。

(組合)

それは4月実施か。

(市)

給与制度の総合的見直しについては、人事委員会勧告としては平成28年4月とされている。今年度の較差については、本来今年の4月の民間との差であるので、そういう措置をすべきだと言われている。

それで、号給の足伸ばしという部分でいうと、給与制度の総合的見直しの中で、国もそういう措置をされていることも考慮してのことかと思うが、一定、地域手当との配分変更で給料が下がる分の範囲内で4から8号給の号給増設について検討してはどうかと、そういう言われ方をされている。

(組合)

今度の提案のときにはそれはまだ入っていないか。

(市)

今年度の改定、この前にお示しした行政職給料表、あれは今年度の較差の反映なので、そこには入っていない。

(組合)

それはまた来年4月からと。

(市)

号給延長か。やるとすればだが。

(組合)

それは人事委員会勧告、報告の中に書いているので。

(市)

実施時期は書いている。

(組合)

検討することも書いているので、それはきちんと協議していただいて。

(市)

そうである。

(組合)

マイナス改定の遡及については、条例成立後の翌月からと書いている。

(市)

マイナス改定そのものの実施は、遡って行くと不利益になるので未来であるが、ただ年間の較差の調整というのは、この間ボーナスで調整するということをやっている。今回11月中に条例改正ができなくなるので、12月のボーナスで調整することが現実的にちょっと難しくなったのだが、ただボーナスというのはまだその先にもあるので。国の方でも翌年の6月で調整したというやり方もあったから、それも含めてどうしていくかということについてはまたこれからちょっと考えないといけない部分ではある。

(組合)

遡及しないといけない人は少ない。

(市)

弘済院の看護師である。

(組合)

その人の遡及を想定した場合に、一時金のプラスで賄えるぐらいの額に収まるのか。

(市)

いや、一時金は0.1月であるが、2.5%の16月で40%、0.4月相当になるので全然比べようがない。

(組合)

その人たちがどうするのかというのが、ある意味、大問題である。

(市)

国のやり方を真似るならば6月のボーナスで年間分を調整するようなやり方もありえるということである。

(組合)

それは年を越えてからやると。

(市)

年度を越えて。

(組合)

来年の夏か。

(市)

そうである。

(組合)

大きいな。0.4月は。

(市)

単純計算をするとそういうイメージである。

(組合)

今まで橋下市長が就任して以降、私たちとの交渉で言えば本当にひどいマイナスが多かった。そのことを振り返って、今後はプラスに転じられるように。私たちも取組みとして頑張りたいと思うので、市側も努力をお願いしたい。